

第 51 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和3年12月21日(火) 17:30~18:40

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、西村 暢史 構成員、
西村 真由美 構成員
(以上7名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
松本 工 相互接続推進部 制度・料金部門長
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO委員会運営分科会 運営分科
会主査
金丸 二郎 MVNO委員会運営分科会 運営分科会
副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
一般社団法人IPoE協議会
石田 慶樹 理事長
外山 勝保 副理事長
株式会社NTTドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長
下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総務課長、
川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
中島料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について
 - ・ 事務局より、資料51-1について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について

【辻座長】 ただいまから議事を開始いたします。

本日の議題は、卸協議の適正性の確保に係る制度整備についてであります。本件については、前回会合までに、卸元事業者と卸先事業者の立場の方々にヒアリングを行いました。今回は、そのヒアリング等での議論を踏まえた取りまとめにつきまして、事務局より説明をいただきます。

また、卸協議につきましては、オブザーバーの皆さん方が協議の当事者であり、利害関係者に当たりますので、改めて各社の御意見等をお聞きし、その後、構成員の皆様の御議論の時間を設けたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料51-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。これまでの議論の内容をうまく整理していただいて、この後、卸協議の適正性の確保に関する制度整備ということで、幾つかの検討する事項をまとめていただきました。

それでは、ただいまの御提案に対して、先ほど申しましたように、オブザーバーの皆さんより御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、まずNTT東西からお願いいたします。

【NTT東日本】 NTT東日本の井上でございます。このたびは意見を述べる機会を設けていただきまして、ありがとうございます。NTT東西を代表して意見を述べさせていただきます。

前々回の研究会でも申し上げましたとおり、当社としましては、光コラボを通じ、パートナーの皆様との共創により、リモートワークの推進など、ICTによる社会課題の解決に貢献していく考えでございます。そのため、当社は今後もパートナーの開拓を進めるとともに、今回のヒアリングを通じて、パートナーの皆様よりいただいた御意見も踏まえながら、継続的にサービスの運用フローの改善や、様々な形でのビジネス支援、サービスの高度化を行っていく考えです。また、不断のコスト効率化に今後も努め、その効果を踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーの皆様にとってこの光コラボをより使いやすいものにしていくことで、共に成長を図っていく考えです。

前回の研究会で、FVNO委員会殿からいただきました御意見も踏まえまして、「卸協議の充実」の内容について、今後FVNO委員会殿との協議を進めさせていただく考えであり、既に第1回の協議を開始しているところである旨、御報告いたします。

今回提示された取りまとめ案に関しまして、何点か意見を申し上げさせていただきます。まず、資料の最終ページに「正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務」を設けるとありますが、当社の光コラボは、指定電気通信役務として、保障約款に基づく役務提供義務が既に課せられていることを踏まえれば、新たに提供義務を課すことは二重規制となり、過剰な規制となるのではないかと考えます。

加えて、提供対象として、保障約款に定めるサービスの提供条件や範囲を超えて提供する義務につきましては、当社として受け入れることが難しいと考えております。

また、今回のパートナーの皆様からいただいた御意見を踏まえれば、卸協議の円滑化を図るに当たり必要なのは、卸協議のプロセス、手続の整備であって、提供義務を制度的に課すことによって改善が図られるものではないと考えます。

次に、同じく最終ページに、「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲については、引き続き検討することが適当」とありますが、卸役務は相対契約を基本とする卸役務に対する制度趣旨、これを踏まえれば、仮に義務を課すとしても、その対象は公正競争上影響の大きい役務に限られるべきであり、「少なくない」という表現は適当ではないと考えます。

以上を踏まえ、当社としては、既存制度との関係性を含めて明確にしていくべき事項が多々あると考えており、本制度整備の必要性、既存制度との関係性を十分に踏まえた、さらなる整理が必要ではないかと考えております。

当社のコメントは以上でございます。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてNTTドコモからお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの下隅でございます。当社からの意見といたしますか、コメントを申し上げます。

今回、当社はMVNOサービスの円滑な提供に向けて、MVNOとの卸協議について真摯に対応していくという考えでございますし、ほかのMNOも同じようなことを考えていらっしゃるかと認識しております。

当社として具体的には、MVNOとの同機能同時期提供に向けて、より早期の情報提供に努めていくということをお考えとお申し上げたとおりでございます。一方で、卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する取りまとめ案、今回、先ほど御紹介いただいたものでございますけれども、これにつきましては、協議当事者のMNO及びMVNOの相互で、協議をめぐる認識に、受け止め方的なものですけれども、相違があるため、まずはそれぞれに対して、どのようなところについてというようなことから事実確認を行い、課題を明らかにすることが適切であると考えております。その上で、制度整備の必要性、既存制度との関係性を含めて、丁寧に議論を整理していただきたいと考えております。

NTTドコモからのコメントは以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてKDDIからお願いいたします。

【KDDI】 では、KDDIからコメントさせていただきます。私どもといたしましても、今回の議論、また、この取りまとめに、我々の意見も取り入れていただいております。ありがとうございました。

今回の議論を通じまして、MVNOの各社様が、今回卸というものの協議に対してハードルを感じていらっしゃるというのはよく理解できたところでございますので、今後の議論においてはそういったところを十分配慮していかなくちゃいけないだろうというところを考えております。また、前回の説明でもいたしましたとおり、我々のほうで自主的に公表できる情報については積極的に公表していきたいというふうに考えておりますので、引き

続きよろしくお願ひしますというところがございます。

今回の方向性につきましては、社内で十分議論が尽くしているところではございませんけれども、特に今回、18ページの中で出てきておりますMVNO様の御意見として幾つかのケース、また、改善がなされる前の音声卸に関する事例であるとか、そういったところをとらまえて、指定事業者に対して交渉上の優位性があるというところで断定されているというところについて、社内でまだまだ議論があるというところがございますので、こちらにつきましては、社内の議論によっては御意見等をまたさせていただく可能性があるのかなというふうに考えております。

また、これは御質問になるのですが、最終ページに、上から2ポツ目の中で、求めに応じて情報を開示するという表現が出てまいります。下から2つ目の中で出てくる、全指定事業者に対して公表する、これは我々の意見なんですけれども、公表という表現が使われていて書き分けられているというところから、この上から2ポツ目の求めに応じて開示するという部分については、求めた事業者に個別に開示するという意味と理解しております、その確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 今の確認事項ですけども、2つ目の求めに応じてというところの、これは個社なのか全体なのか、ちょっと事務局から御回答願えますでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

今のところにつきましては、その御指摘いただいた「卸先事業者の求めに応じて」の後に「卸先事業者に情報を開示する義務」と書かせていただいております、正におっしゃったように、その求めをした事業者に対して開示をすることを念頭に置いて書かせていただいている部分でございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。KDDIさん、これでよろしいでしょうか。

【KDDI】 KDDIでございます。理解いたしました。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、続きましてソフトバンクさんからお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。意見を述べさせていただきました、ありがとうございます。

資料の最終ページでまとめていただいております、今後の制度整備につきましては、既

にガイドライン等もあることですので、事業法の改正まで必要かどうかというところですか、指定卸役務の範囲、それから開示情報の範囲とか、この辺りは引き続き議論をさせていただければなというふうに思っております。

それから、この制度整備等は並行してというか、これはこれで検討するとして、それとは別に事業者間協議、当社は、事業提供先のMVNOさんが検討に資する適切な情報を、適切なタイムリーな時期に提供できるようなことを意識しながら運用オペレーションをしてきたつもりでおりますけれども、今回、皆様からいただいた意見とか要望も参考にしながら、改善できるところは制度整備とは別にまたすぐに改善していきたいというふうに考えておりますので、活発な事業者間協議が行われるように検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

では続きまして、FVNO委員会からよろしくお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 FVNO委員会、山田委員長は本日出席できないため、FVNO委員会事務局が代読いたします。

この研究会の論議により、先日、NTT東西殿から、光コラボ事業者の要望等について今後協議したい旨の見解が示されたことを御報告いたします。やっとスタートラインに立てた状態と認識しており、卸料金の内訳、卸料金の中長期的な金額水準などを開示いただくとともに、卸料金についても協議いただけるようお願いしたい。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、JAIPAさんからよろしくお願いいたします。

【JAIPA】 ありがとうございます。報告書の制度整備について(案)のところ、51-1でかなり取り上げていただきまして、ありがとうございます。

今現状で我々の気持ちとしては、卸協議はもう諦めて、研究会かあるいは研究会の下にサブワーキングなりタスクフォースの中でやるしか、もう協議に関しては無理なのかなというふうなのが感じております。

3次報告書の辺りから、卸料金について、それから卸の接続案についての協議もやりたいということで申し込んでおりますけれども、前回と繰り返しになりますけれども、個別の協議しかやらないということで、JAIPA的に関与できないということと、個別の企

業ではどうしても情報の非対称性が大き過ぎると。我々だけでもかなり非対称なんですけども、さらに区切ってやられると、そこに関してはもう情報がないところでどうやって、竹やりでB29に行くみたいな感じになっちゃいますので、そこに関してはぜひ総務省さんの場でもうやるしかないというふうに感じております。

卸のコストについても、1,000億という形で前回提示されておりましたけど、10兆円ほどの中でやっぱり1%にしか下がってないんじゃないかと。ほか3割下がってたりするところで、なぜこれだけなのかというところに関しても、やはりその内訳をぜひ出していただかなければ、これは協議にもならないなど。その協議そのものについても、過去、この1年間で15回ほど、こういう状況ですのでほぼオンラインですが、これも繰り返しになりますけれども、そもそも協議をお願いしても、大体の場合がお持ち帰りいただいて、次のときに回答いただくものもありますけれども、ほとんどがもう、ゼロ回答に近い回答というものがこの何年間かの結果だというふうに考えておりますので、そこに関しては非常にやってほしい。

それで、前回の東西さんのこの間の資料だとすると、卸がいわゆる非通信系と通信系とでかなりもう増えているんだと、非通信系が8割なんだという形でしたけれども、実際ユーザはほとんど通信系で9割以上、今現状いるだけですし、そこに分厚い手厚いコストを、多分コストもかけているんだと思うのですが、サポートされているということ自体は大いにやっていただきたいんですが、それが卸全体の料金にかかってくるということがもしあるのであれば、それは非常に看過し難いと思います。そういう意味でも、東西さんにしてみれば、もしそういうことがないのであれば、もうぜひともそこは内訳を開示していただきたいなど。

例が悪いかもかもしれませんが、鯨のIWCみたいに、海のない国ばかりだったみたいな話になるということ自体は避けたいと思いますので、そこはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【辻座長】 ありがとうございました。

続きまして、MVNO委員会からお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、佐々木です。今回、MVNOの委員会の方から事業者ヒアリングで申し上げました幾つかの御意見・御提案につきまして、制度整備案の取りまとめの中に含めていただいたことに厚く感謝申し上げたいと思います。

今回、電気通信事業法の改正、その他関連する制度整備により、事業者間の卸協議の環境の整備、こういったものが進み、MVNOが今後さらに創意工夫をもって事業展開を進めることができるようになるということを期待したいというふうに考えています。

卸協議につきましては、卸料金の検証の運用に関するガイドラインの整備を皮切りに、本研究会においても多くの時間の御議論をいただきまして、今回の取りまとめに至った点を、私ども非常に高く評価したいというふうに考えております。

しかしながら、今回の制度整備案で、卸協議の適正化が十分に進み、もってMMOとMVNOが闊達な協議を行い、日本における移動電気通信の発展につながっていくかについては引き続き注視をいただき、必要に応じ、更なる制度整備等について本研究会で御議論をいただきたいというふうに要望させていただきたいと考えております。

私からは以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

いろいろオブザーバーの皆さんから再度御意見を取りまとめていただいて、意見をいただきまして、今日の制度整備につきましても御意見をいただきました。

それでは、オブザーバーの皆さん方からの御意見はここまでとして、続きまして、構成員の皆様から、事務局説明とオブザーバーの御意見について議論していきたいと思っております。それでは、御発言のある構成委員の方は、チャット又は御発言にてお知らせをお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

どなたか、構成員の皆さん、御意見ございませんでしょうか。

それでは、まず佐藤構成員からお願いして、次に西村構成員からお願いします。それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

報告の最終部分、18、19ページに案が示されています。全体見せていただいて、今までの議論をうまくまとめて、少しでも現状が改善できるようにしようとする提案だと思っておりますので、私は全体としては賛成しております。

今日、オブザーバーの方々から少し意見を聞いた中でコメントさせていただきますと、例えば、スライドに戻ると18ページの2つ丸ぐらいのところに、今回は、こういう検証の作業がある中で、音声の卸料金が下がるということが実現できてきたということ。そういう意味では、例えばモバイルでいうと、それ以前、こういう議論がなければ10年間下がらなかったということ。そのことはやはり重く受け止めるべき事実だと思っております。

今回、事業者協議についてここでいろいろ議論したので、先ほども事業者の方から話が
あったような形で、少し協議の交渉が進むような状況も起きていると思いますが、やはり
こういう総務省での我々の会議があつて初めて事態が改善するということが問題であ
ると思っています。そういう意味では、NTTさんは規制強化ではないかといった意見だ
つたと思いますが、私からすると決して規制強化ではないと考えています。JAIPAさ
んが言われたように、協議がそもそも成り立たないんで、もっと厳しい措置が必要ではな
いかという意見もある中、今回は、事業者協議をもう少し信頼して、まずは協議を機能さ
せることで状況改善しましょうということ。これは規制強化というよりは、事業者協議が
機能するための環境整備ということなので、当然、対応すべきことにすぎないということ。
その提供義務に関しても、正当な理由がない限り協議しなさいということなので、協議を
受けないのであればきちんと正当な理由を説明されればよいと思いますので、こういう形
で結構だと思います。

あとは、同じようにNTTさんが言われた中で、これからの具体的なことが進んで、指
定卸役務の範囲はどうするかという議論について、やはり公正競争上、影響が小さくない
と思われるものを拾って、その中で我々は、何を対象とすべきか議論を進めていくことにな
ると思いますので、この件についても示された形で結構だと思います。

あと、ドコモさんの話伺っていると、このままでよろしい、特に新しい規制は要らない
というような主張のように思うのですが、私からするとやはり10年間、音声卸は料金が
下がらなかった、その要因の一つは協議が機能してこなかったことだと思うので、そうい
う認識がドコモさんと私では大きく違うのではないかと感じました。認識が違うのであれ
ば、10年間、音声卸料金が下がらなかった別の理由があるはずなので、ドコモさんにそ
の理由をここで話していただければと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。今のはコメントで、特段質問ということではな
いのでしょうか。

【佐藤構成員】 コメントということで結構です。ただ、違う考え方をさらに付け加え
て議論すべきだと思えば、私のコメントに対して対応していただいても結構です。

【辻座長】 それでは、今の佐藤構成員の意見は、ドコモさんに若干御意見を求めるよ
うなところがあったと思います。何かドコモのほうで、それに対する考え方とか御発言ご
ざいますでしょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。佐藤先生、コメントありがとうございます。真摯に受け止めさせていただき、今後につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、西村構成員にお願いして、その次、関口構成員からお願いいたします。それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。また、オブザーバーの方々の意見表明というのも非常に参考になるかと思ひ、聞かせていただきました。ありがとうございます。

基本的に、認識といたしましては、先ほど発言されました佐藤先生と同じく思っております。やはり今回の議論としては、協議に入れるかどうかというところまで踏み込んで議論をしなければいけなかったという状況、ここは確認していかなければいけないものだと思っております。もちろん今後は、電気通信事業法の改正など、やはり法の建付けとして説明というのが総務省側には求められてくると思しますので、その点、丁寧な説明それから理解というものが全員に求められてくると思ひます。

少しオブザーバーの方々の意見を伺っております、2点ほどコメントをさせていただければと思ひます。

まず1点目は、東西さんとFVNOとの間での協議の進展というものが開始された、あるいは進展があったというような御報告がありました。この点は非常に望ましいものがありますし、MNO各社さんにおいても、まずは真摯に協議を行っていくというふうな内容の説明もございましたので、この点をぜひ実行していただければなというふうに思っております。

2点目としましては、特にNTT東西のほうからの説明で少しよく分からなかったところで、これは改めてお答えいただければなと思っておりますけれども、保障契約約款に既に定められていることでの役務提供義務が発生しているというような御発言だったかと記憶しております。その点、間違っているようであれば訂正をしていただきたいと思います。指定電気通信役務についての保障契約約款が総務大臣への届出という形で行われますが、そこと役務提供義務との法的な関係というものをどういうふうに理解すればいいのかお教えいただければなと思っております。

あわせて、もちろん今回、言葉を丁寧に取り扱いいただいておりますけれども、

公正な競争の關係に影響の少ないものというような形で、それは大きいものであるというような文字の訂正というものの要請があったかと思いますが、具体的にこの少ないものと大きいという文言の違いで、何か極端に、あるいは顕著に結果が異なるというような懸念をお持ちでございましたら、御説明いただければなと思っております。もし時間等必要であれば、後日でも構わないかと思っております。

私からは以上です。長くなりました。失礼いたします。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま西村構成員から、NTT東西さんに2点質問がございましたけども、卸の提供義務と、それから影響が少ないものという具体的な意味合いの御質問があったと思っております。もし何か御回答かコメントがございましたらお願いできますでしょうか。

【NTT東日本】 NTT東日本の井上でございます。コメントありがとうございます。

1点目につきましては、法の建付けなどを含めて、我々のほうで整理し、後日、御回答申し上げたいと思っております。

2点目につきましては、影響が大きいものとした場合には、こういったサービスは影響が大きいので規制すべきという形になりますが、少ないという場合には、これらのサービスは影響が少ないので提供義務から外す、情報開示義務から外すという形で、いわゆるブラックリスト方式なのかホワイトリスト方式なのかという点で違いがあると思っております。我々とする、規制は光卸など必要最低限にさせていただきたいという意味で申し上げたということでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。これは、影響が大きいかという表現か、影響が少ないという表現かのその違いがブラックオアホワイトの規制になるということで、できるだけ明確にさせていただきたいということでございますね。分かりました。

それでは、続きまして関口構成員、お願いいたします。その次に、酒井構成員と西村真由美構成員の手が挙がっておりますので、お願いいたします。それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。佐藤委員、西村委員と重複しないように意見を述べさせていただきます。

19ページに集約されております。まずは、電気通信事業法の法改正を行う。そして、省令改正を伴うような細部については引き続き検討という基本方針に、私は賛成いたしたいと思っております。

今回のこの提案については、卸協議の設備の貸手と借手の圧倒的な力の差、そして、そこに存在している守秘協定というNDAが大きな障壁となって、借手側の様々なニーズが貸手側に十分に伝わらないというか、実質門前払いに近かったというようなことがしっかりと説明されたことが裏付けにあるというふうに思っており、今後の卸協議の透明化を図るという点では、民民で行っているNDAを、それにかかわらず一定の情報開示をするという法改正が必要であるという趣旨は、私は十分に理解いたしました。

個別の事案についても、例えば、モバイルについて、7ページの構成員の意見の一つ上のところにある、モバイル音声卸の見直し表明の後、6か月以上具体的な料金提示にかかってしまった。その間、MNOさんは廉価プランを次々と発表されていらっしやって、MVNOさんはそれを後付けで見ながらフォローして、対抗料金を設定せざるを得なかった。こういった状況を見ていると、やはりしっかりと今回、卸協議の透明化ということを、法律改正を行った上で、詳細をもう少し省令で詰めていくという作業に取りかかる必要性というのには十分に感じられると私は思いました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。全体として皆さんの意見と同じところが多いんですが、1点だけちょっと気になったところがありまして、これNTTの13ページのところの事業者の意見というところで、もっとものような気もするんですけど、「1ユーザ当たりの接続料の開示は、当社が設備にどの程度のユーザを収容し」というところがあるんですが、その中で、もちろんいろいろ秘密なところがあると思いますけど、「どの程度のスループット・品質でサービスを提供しているか」というところなんですけど、ある意味じゃ卸なんだから、どの程度のスループット、どの程度の品質かというところは、卸先に言ってもおかしくないんじゃないかという気もしまして、あまり細かい料金を書くことは難しいかもしれませんが、品質面につきましては、これは東西だけというよりはほかのMNOのほうかもしれないんですけども、ある程度、だんだんだんだんうちの卸はこの程度なんだということを言うのも必要じゃないかという感じがいたしまして、コメントいたします。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全消協の西村です。オブザーバーの皆さんのお話を伺っていて、JAIPAさんはもう何度も話合いをしたけど無理、もう総務省とかが介入しないとというお話があった一方で、FVNO委員会さんはNTTとの話合いが始まってスタートラインについてすごく期待をしているみたいな御発言がありました。今までの協議とは違うというような、何か変化があつての御発言なのか、その辺がちょっと知りたいなと思ったところです。

以上です。

【辻座長】 これはどなたに対する御質問でしょうか。

【西村（真）構成員】 もし可能であれば、FVNO委員会さんに聞いてもいいですか。

【辻座長】 そうしたら、ただいまの御質問に対して、FVNO委員会さん、お願いできますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 本日、事務局の代理なんですが。

【辻座長】 そうしたら、また後日、御回答いただくように取扱いをお願いできますでしょうか。あるいは事務局のほうから、構成員からこういう質問があつたので御回答をお願いしますというのを出示していただいても結構かと思えます。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。そのようにいたします。

【西村（真）構成員】 よろしく願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございました。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

そうしたら、おおむね構成員の皆さんの御発言が終わりましたので、今日、19ページに出ました取りまとめ案であります。全体として、指定設備設置事業者の交渉上の優位性や情報の非対称性が存在するという点、あるいは、その是正を図るために、指定設備を用いた卸役務を提供する義務や卸先事業者に算定方法を開示する義務に関して、何か制度整備が必要だという点は、御異存ないと思えます。

ですので、その2点に対して、卸役務として具体的にどのようなサービスが含まれるのか、あるいはどのような情報開示すべきだといった点などについては、まだまだ利害関係者の間でも見解が異なって、現時点で一定の方向性が見だしにくい部分がある、こういうようなものがあるので、引き続き検討が必要だというような取りまとめになっております。これにつきましては、これまで各社の立場や御意見、あるいはその中にはいろいろ隔たりがある中で、構成員の皆様の議論につきましては、この取りまとめ案に対して大きな

修正を加えるような御意見は出なかったと考えております。したがいまして、本研究会といたしまして、これをもって一定の案として取りまとめてよろしいでしょうか。

構成員の皆さんにお聞きします。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 それでは、今日の19ページに出ているものを取りまとめ案とさせていただきます。

それで、このように取りまとめさせていただきましたが、この上で、当事者であるオペレーターの皆様には本日御意見を伺いましたが、個々の、FVNOさんあるいはMVNOさんなど、卸先事業者の方々をはじめ、他の方々の御意見も伺う機会を設けたほうが適切かと思っておりますので、本取りまとめ案につきまして、念のため意見招請の手続きを取りたいと思っておりますが、これはよろしいでしょうか。構成員の皆さんにお聞きいたします。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、そのように取り運ぶことにいたします。

それでは、いろいろ議論いただきましてありがとうございます。本日の会合はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これをもちまして第51回会合を終了したいと思います。どうも皆様、本日はありがとうございました。

以上